水道局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 概要

令和5年11月9日13時頃、JR東海道本線辻堂駅から藤沢駅付近の公道にて乗用車を運転していた際、前方を走行中の乗用車及び対向車線を走行中の乗用車計2台と接触事故を起こしました。

その際、職員本人より、事故後における神奈川県警藤沢警察署署員による呼気検査にて、アルコール分が検出されたとの報告がありました。

また、今後送検予定であることを確認しています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
水道局	技術職員	50代	免職 (退職手当全額不支給)

※本処分については、令和6年7月5日付横浜市報に登載予定です。

(参考:地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分を することができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若 しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- 課長級 管理者口頭厳重注意
- ·係長級 所属長口頭厳重注意

4 総務部長コメント

水道局として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当該職員の行為は、公務員としてあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。 市政に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

七	胆	合	++	生
ക			<u></u>	л